

長安口ダム特別防災操作実施要領

令和6年3月

四国地方整備局
那賀川河川事務所

(通則)

第1条 長安ロダム操作規則（以下「規則」という。）第16条に規定するただし書き操作のうち、長安ロダム下流河川において、洪水被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に今後のダムへの降雨等も勘案し、ダム下流河川の被害軽減等を目的として実施する操作（以下「特別防災操作」という）については、この要領に定めるところによる。

(局長の承認等)

第2条 所長は、規則第16条、第18条に規定する操作を行っている場合において、ダム下流河川で洪水被害が発生、又は発生のおそれがある場合に、ダム下流の河川管理者、又は自治体等から特別防災操作の要請を受け、特別防災操作への移行が可能な場合は、四国地方整備局長（以下「局長」という）の承認を受けるものとする。

また、特別防災操作の継続が困難となり中止する場合も局長の承認をうけるものとする

2 所長は、前項の規定により局長の承認を受け、特別防災操作に移行する場合、又は、特別防災操作を中止する場合は、別表1に定める関係機関に通知するものとする。

(特別防災操作への移行)

第3条 第2条第1項の特別防災操作への移行が可能な場合とは、次期洪水のおそれがなく、洪水の終了が見通せ、ダムへの貯留が可能である場合等とする。

(特別防災操作)

第4条 所長は、降雨状況、ダム下流の河川水位、ダムへの貯留が可能な容量等の把握及びダムからの放流量の設定等を実施し、特別防災操作を行うものとする。

(特別防災操作の終了)

第5条 所長は、第4条に規定する操作を行っている場合において、下流河川、その他の状況から特別防災操作を継続する必要が無いと判断される場合は、特別防災操作を終了し、規則第16条または、第18条に規定する操作に移行するものとする。

(特別防災操作の中止)

第6条 第4条に規定する操作を行っている場合において、気象、水象、その他の状況により特別防災操作の継続が困難となり、放流量を増加させる必要が生じた場合は、特別防災操作を中止し、規則第16条または、第18条の操作に移行するものとする。

- 附則 この要領は、平成31年4月1日から適用する。
- 附則 この要領は、令和2年6月15日から適用する。
- 附則 この要領は、令和6年4月1日から適用する。

別表1（第2条） 特別防災操作に関する通知等

機 関 名	所 在 地	連絡方法及び番号	担 当
国土交通省 四国地方整備局	高松市ポート 3番33号	マイクロ 88-3771 電話 (087)811-8320	河川管理課
徳島県県土整備部 水管理政策課	徳島市万代町 1丁目1番地	電話 (088) 621-2636 FAX (088) 621-2870	
阿南警察署	阿南市富岡町 トノ町1-4	電話 (0884) 22-0110 FAX (0884) 22-7616	警備課
徳島県企業局 統合管理推進センター ダム管理課	那賀郡那賀町 吉野字川口35	電話 (0884) 62-0010 FAX (0884) 62-0699	ダム管理課
那賀町役場	那賀郡那賀町 和食郷字南川 104-1	電話 (0884) 62-1183 FAX (0884) 62-1172	防災課
阿南市消防本部	徳島県阿南市 辰己町1-33	電話 (0884) 22-1120 FAX (0884) 22-1190	
阿南市役所 加茂谷住民センター	阿南市加茂町 野上22-11	電話 (0884) 25-0001 FAX (0884) 25-0115	
那賀川漁業協同 組合連合会	阿南市羽ノ浦 町岩脇10-9	電話 (0884) 44-2535 FAX (0884) 44-4504	
NHK徳島放送局	徳島市寺島本町 東1-28	電話 (088) 622-1866 FAX (088) 653-8722	
四国放送	徳島市中徳島 2-5-2	電話 (088) 623-1119 FAX (088) 625-5441	
四国放送ラジオ局	徳島市中徳島 2-5-2	電話 (088) 653-8020 FAX (088) 625-1100	
F M徳島	徳島市寺島本町 西1丁目61	電話 (088) 656-2111 FAX (088) 624-3515	